

議案第 4 号

成田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについて

成田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 0 年条例第 5 号）の一部を
次のように改正する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

成田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出しを「（感染症作業手当の特例）」に改め、同項及び附則第6項を次のように改める。

- 5 第5条第2項に定めるもののほか、職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症作業手当を支給する。
- 6 前項に規定する感染症作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

成田市保育所設置条例の一部を改正するについて

成田市保育所設置条例（昭和 4 5 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市保育所設置条例の一部を改正する条例

成田市保育所設置条例（昭和４５年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

成田市保育所及び小規模保育事業所設置条例

第１条中「，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３５条第３項の規定により」を削り，「保育所」を「児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３９条第１項に規定する保育所（以下「保育所」という。）及び法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所」という。）」に改める。

第２条の見出しを「（種類，名称等）」に改め，同条中「保育所の名称」を「保育所及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）の種類，名称」に改める。

第３条第１項中「保育所」を「保育所等」に改め，同条第２項中「又は」を「，」に，「の政令」を「，第２９条第３項第２号又は第３０条第２項第１号から第３号までに規定する政令」に改める。

別表を次のように改める。

種類	名称	位置	定員
保育所	成田市長沼保育園	成田市長沼４９５番地３	４０人
	成田市橋賀台保育園	成田市橋賀台２丁目２３番地１	１６５人
	成田市赤荻保育園	成田市赤荻１，０４２番地	５０人
	成田市中台保育園	成田市中台３丁目５番地	１７４人
	成田市吾妻保育園	成田市吾妻２丁目７番地	１５６人
	成田市新山保育園	成田市加良部４丁目２４番地	１５０人
	成田市玉造保育園	成田市玉造３丁目３番地	１９０人
	成田市高岡保育園	成田市大和田１５６番地	９０人
	成田市小御門保育園	成田市名古屋１，１４４	６０人

		番地 1	
	成田市大栄保育園	成田市一坪田 4 0 6 番地 1	1 7 0 人
	成田市中台第二保育園	成田市中台 1 丁目 5 番地	1 5 0 人
	成田市赤坂保育園	成田市赤坂 2 丁目 1 番地 1	1 8 0 人
小規模保 育事業所	成田市松崎保育園	成田市松崎 3 1 8 番地 2	1 9 人

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するにつ
いて

成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 1 年条例第 1 9
号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 21 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表及び第 3 条第 1 項の表中成田市十余三運動施設の項を削る。

第 10 条第 1 項中「十余三体育館，」を削り，同条第 2 項中「十余三運動場，」を削る。

附則第 2 項及び別表中「十余三体育館，」を削る。

附 則

この条例は，令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

成田市都市公園条例の一部を改正するについて

成田市都市公園条例（平成 1 7 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市都市公園条例の一部を改正する条例

成田市都市公園条例（平成１７年条例第４５号）の一部を次のように改正する。

別表第２中台運動公園の項有料公園施設の名称の欄中「球技場」の次に「多目的広場」を加える。

別表第３中多目的広場の項を次のように改める。

多目的広場	大谷津運動公園	１月６日から１２月２６日まで	午前９時から午後５時まで
	中台運動公園	１月６日から５月１０日まで １０月１０日から１２月２６日まで	午前９時から午後５時まで

別表第６ １ 大谷津運動公園・中台運動公園に次のように加える。

その８ 多目的広場

ア 専用使用する場合

使用時間 使用区分		午前９時から午前１１時まで	午前１１時から午後１時まで	午後１時から午後３時まで	午後３時から午後５時まで
一般	３分の１面	１，２００円	１，２００円	１，２００円	１，２００円
	全面	３，６００円	３，６００円	３，６００円	３，６００円
学生	３分の１面	８４０円	８４０円	８４０円	８４０円
	全面	２，５２０円	２，５２０円	２，５２０円	２，５２０円
中学生以下	３分の１面	６００円	６００円	６００円	６００円
	全面	１，８００円	１，８００円	１，８００円	１，８００円
備考		１ 本市に住所を有し、又は勤務する者以外の者は、５０パーセント増とする。 ２ 第２５条第３項又は第４項の規定により使用時間が変更になった場合における午前９時から午後５時までの時間以外の時間の使用に係る利用料金の額は、午前９時前の時間にあつては１時間（１時間未満のときは、１時間とする。）につき午前９時から午前１１時までの時間の額の１時間相当額とし、午後５時後の時間にあつては１時間（１時間未満のときは、１時間とする。）につ			

	き午後 3 時から午後 5 時までの時間の額の 1 時間相当額とする。 3 利用料金の額の計算において、10 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
--	--

イ 共同使用する場合

使用区分		1 人 1 回
一般・学生		110 円
中学生以下		50 円
備考	1 本市に住所を有し、又は勤務する者以外の者は、50 パーセント増とする。 2 利用料金の額の計算において、10 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）は、この条例の施行の日前においても、成田市都市公園条例第 27 条第 3 項の規定による使用の許可その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

議案第 8 号

旧卸売市場青果棟等解体工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

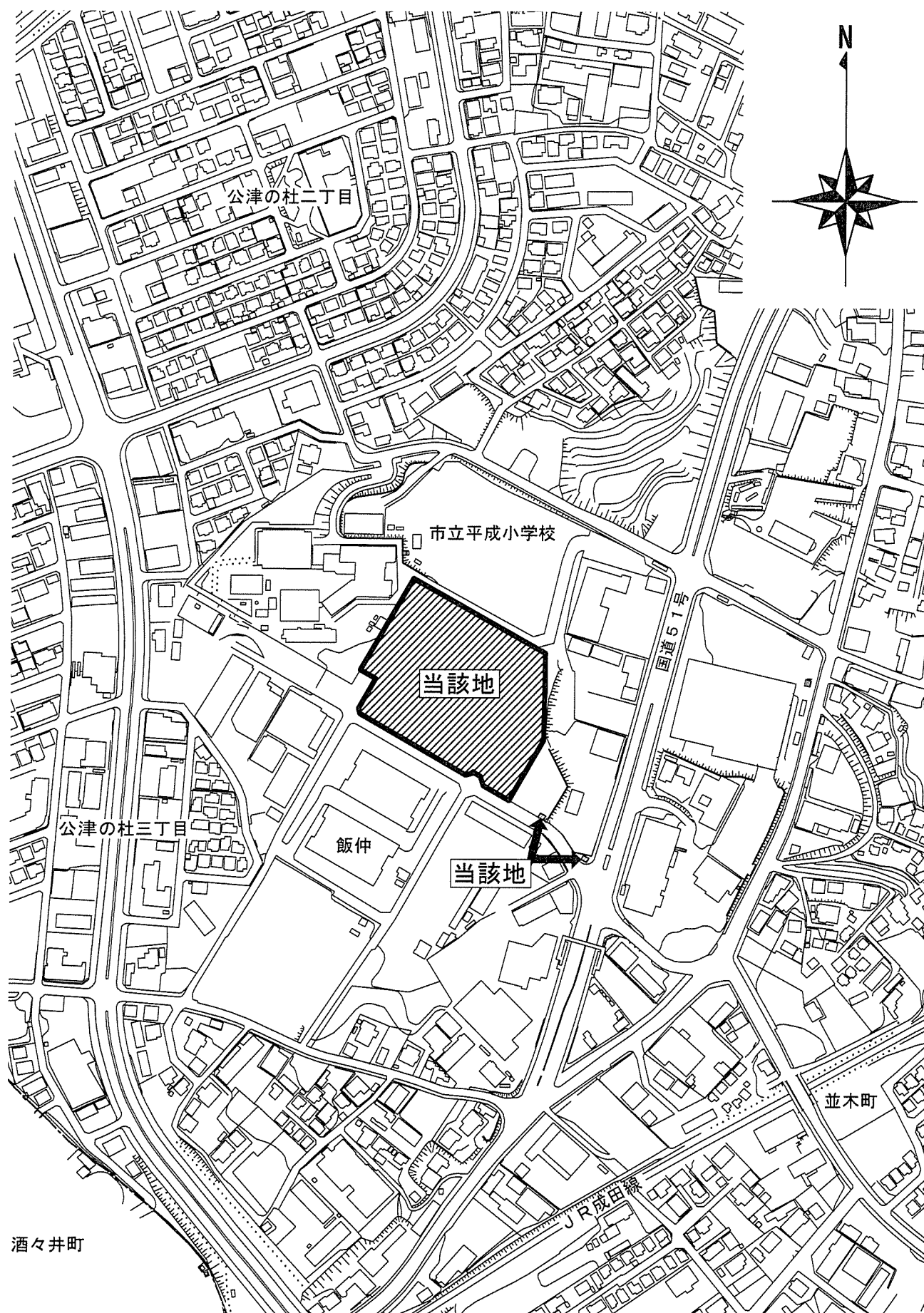
令和 5 年 9 月 1 日提出

成田市長 小 泉 一 成

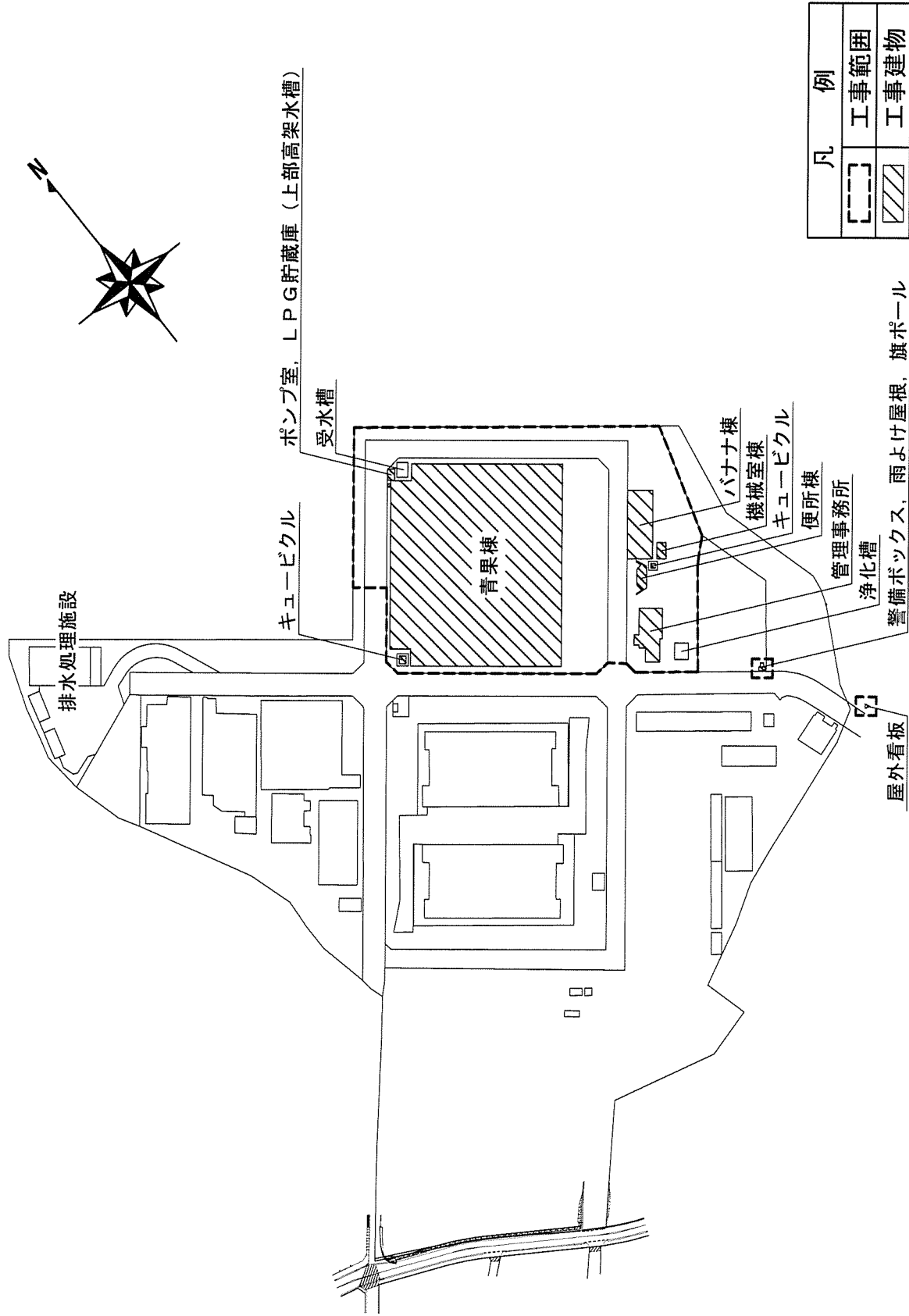
記

- 1 契約の目的 旧卸売市場青果棟等解体工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 1 8 7, 0 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市三里塚光ヶ丘 1 番地 1 3 3 1
株式会社ナリコー
代表取締役 加 瀬 敏 雄

位置図



配置図



議案第9号

橋梁^{りょう}下部工事（西三里塚大清水線）1工区請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

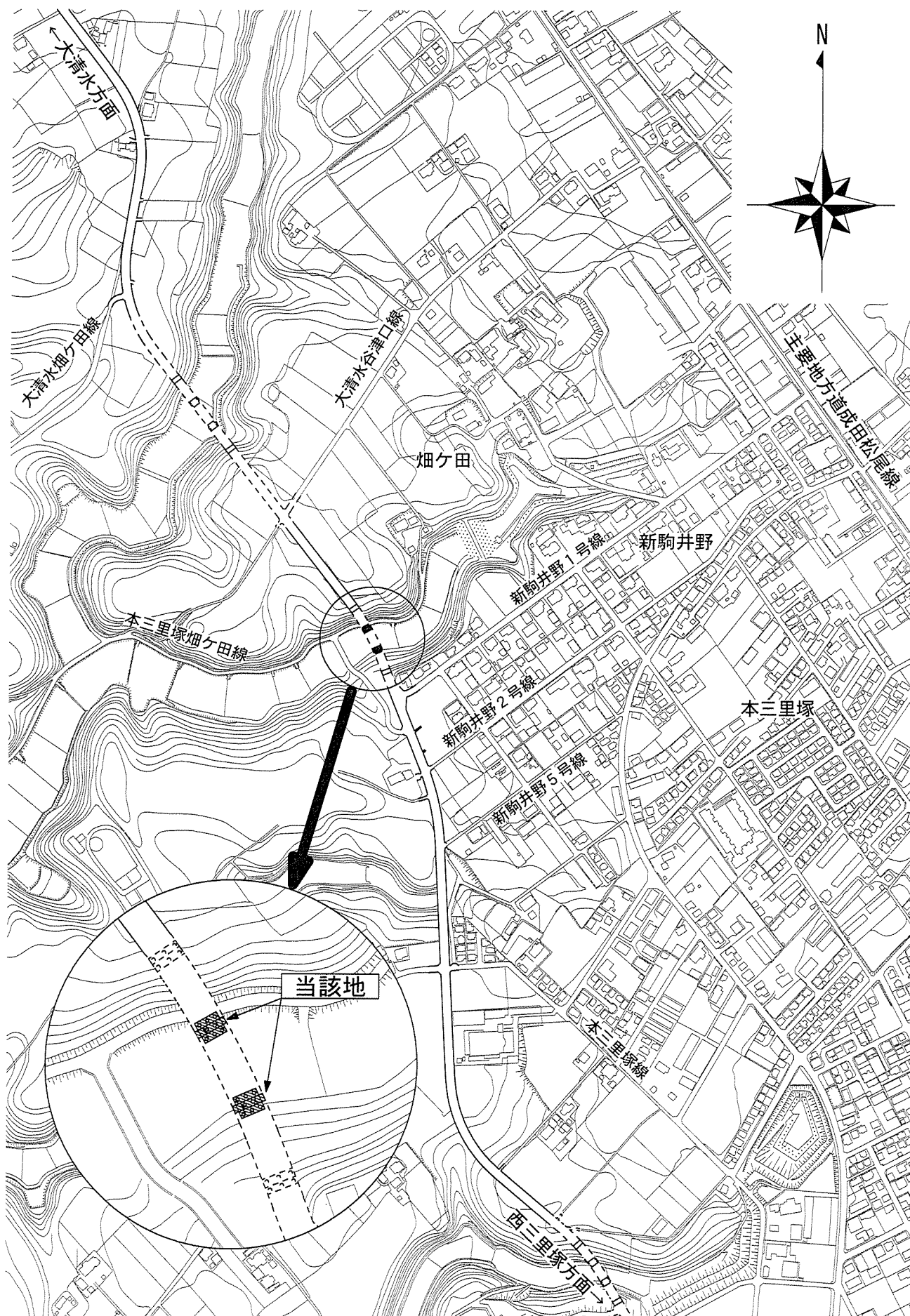
令和5年9月1日提出

成田市長 小 泉 一 成

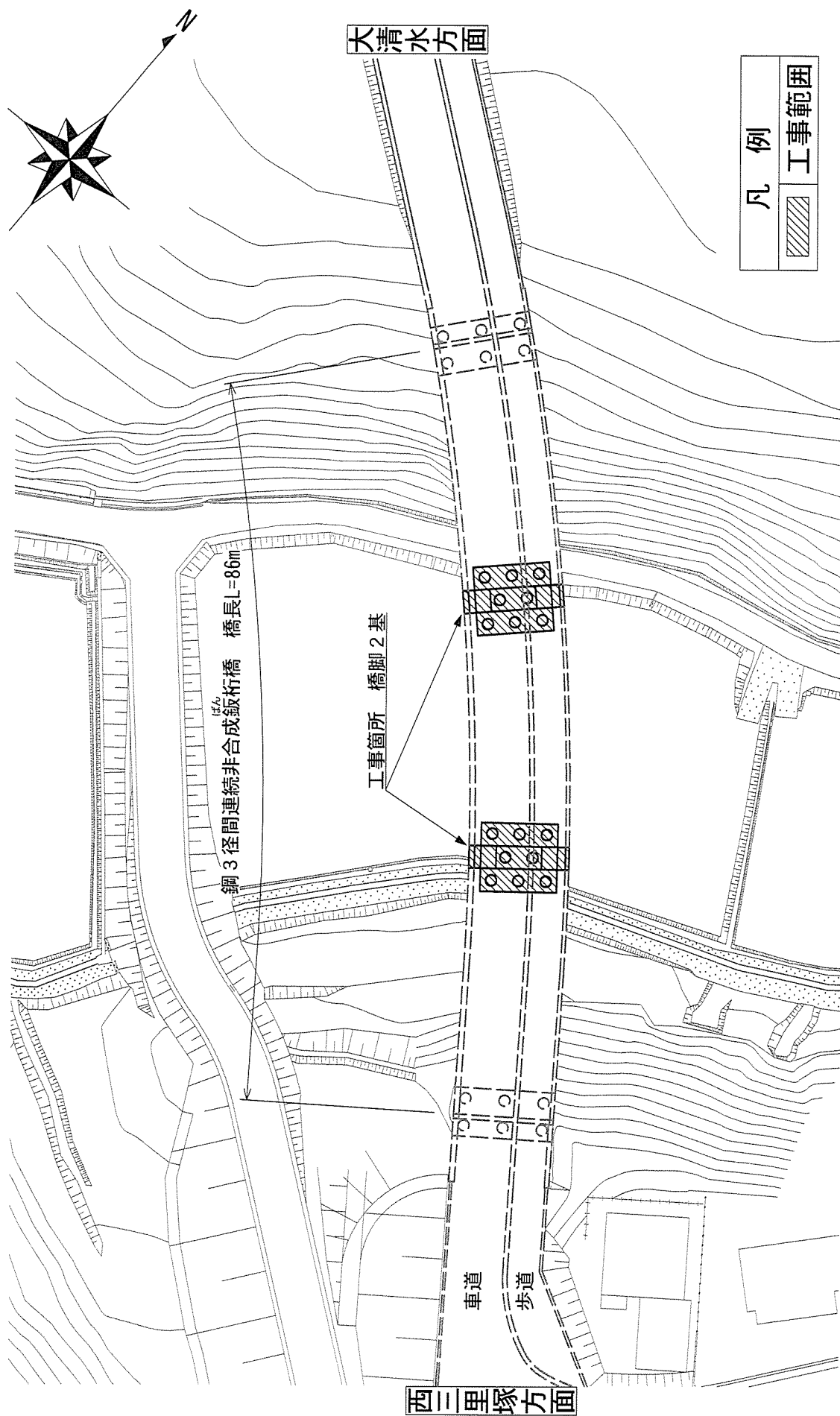
記

- 1 契約の目的 橋梁^{りょう}下部工事（西三里塚大清水線）1工区
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 160,600,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市西三里塚1番地63
株式会社大松建設
代表取締役 吉 川 洋 己

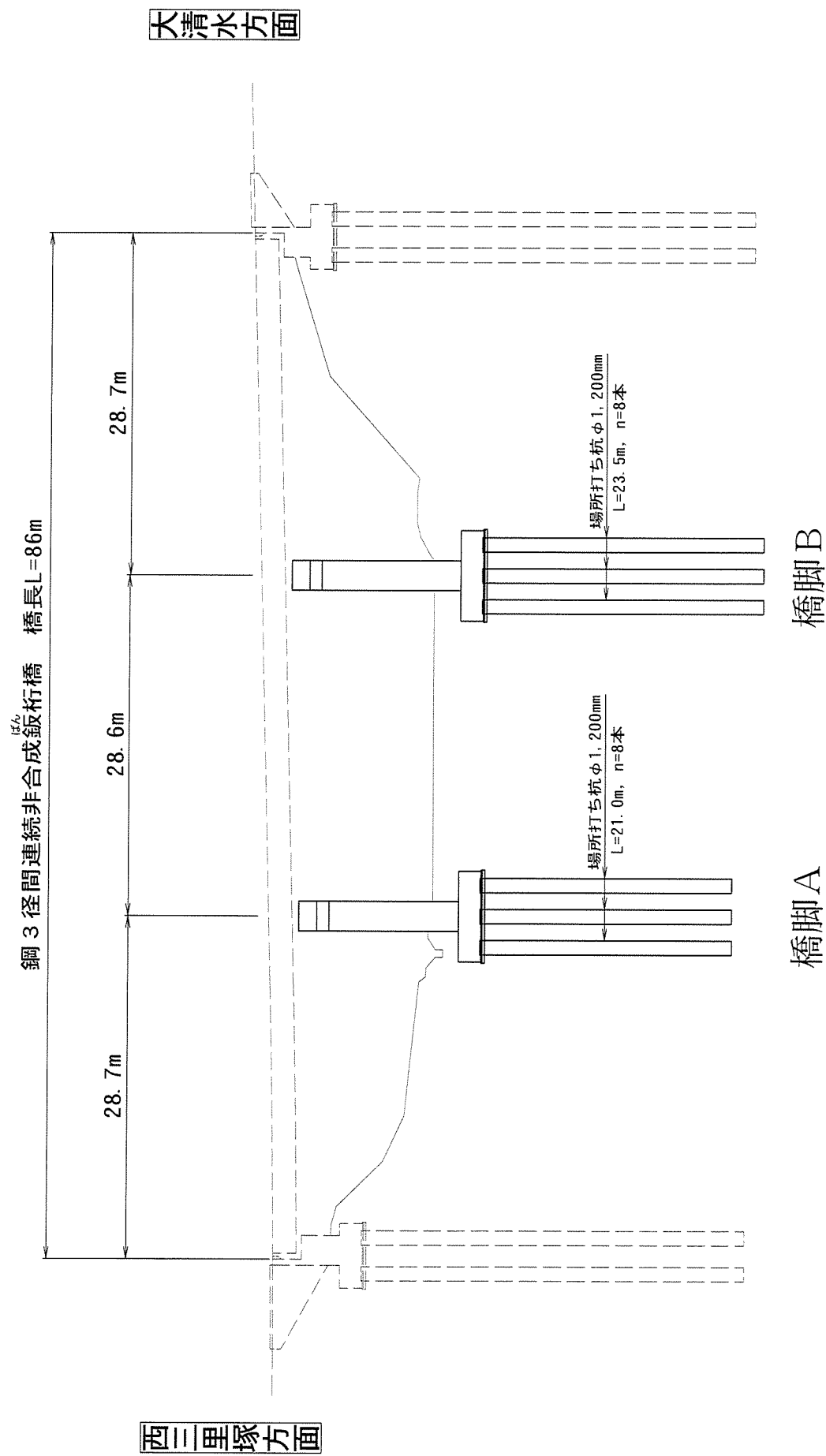
位置図



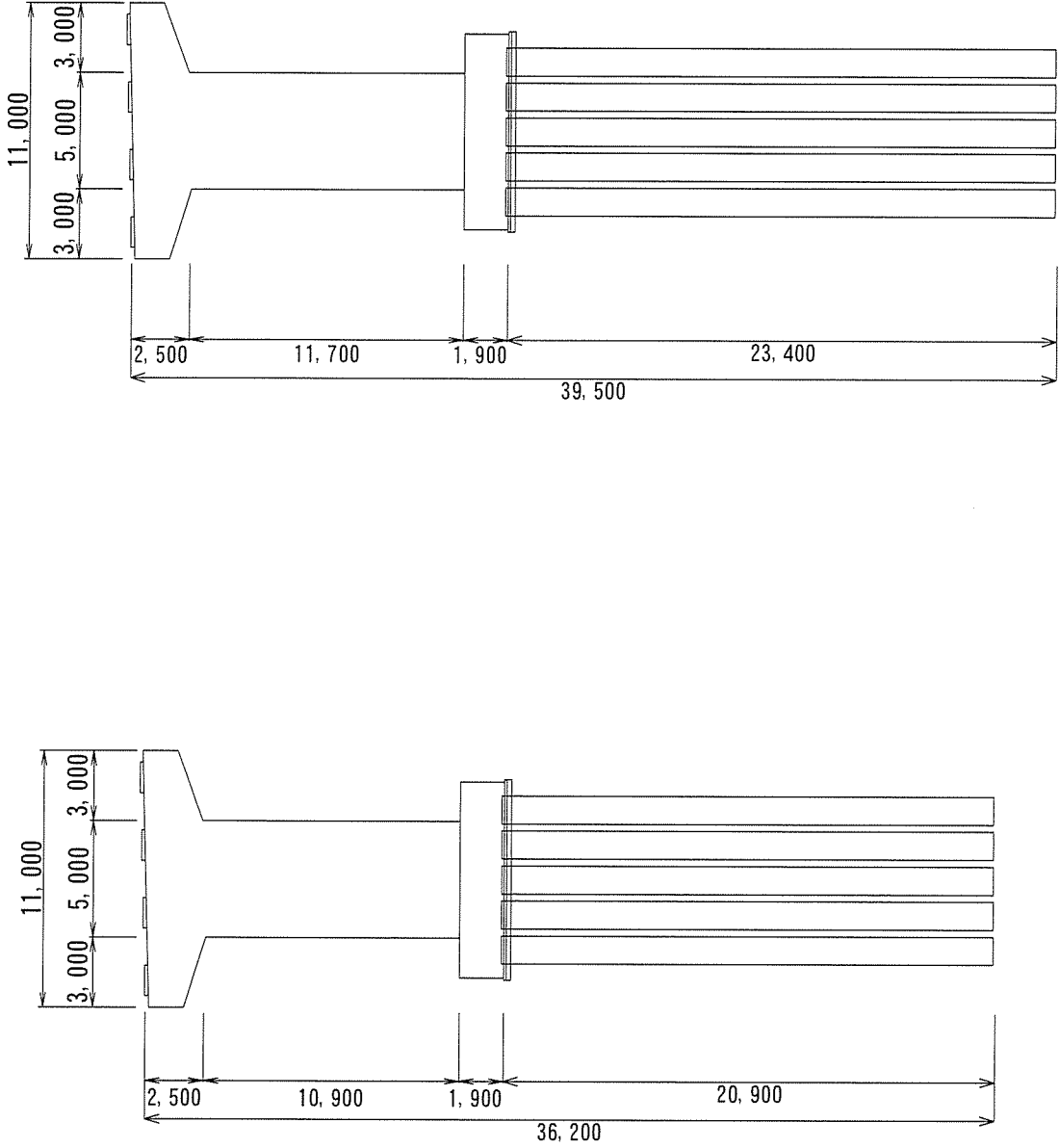
平面図



側 面 図



橋脚 正面図



橋脚 A

橋脚 B

単位 : mm

議案第10号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定する。

令和5年9月1日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

路 線 名	起 終 点 点	重 要 な 経 過 地
小泉原田下谷津線	成田市小泉 成田市小泉	成田市小泉

位置図

